

主な内容

- 2面 論説 政治連盟の危機
- 3面 「当面の問題」シリーズ118
- 6面 第50回定期大会来賓一覧

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 税理士会館別館3F
 電話 03(3356)4479
 [URL] http://www.t-zeisei.jp/
 編集発行人 広報委員長 小林英理子



たたかう税政連

第50回定期大会を開催

本連盟は、9月21日に50回目の定期大会を開催し、平成28年度の重点運動には「中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動」「東京税理士会支部・単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動」などを盛り込んだ。

また、10月からは関係省庁のヒアリングやフォーラム、「朝食懇談会」を開催するなど、今秋の税制改正の動向を注視しながら要望実現に向けて活動を行っている。

フォーラムを開催

本連盟主催により、10月12日、衆議院第一議員会館において、「東京税理士政治連盟フォーラム」を開催した。

まず、フォーラムの冒頭では、出席した議員を代表し、自民党税制調査会副会長の鴨下一郎衆議院議員より、今秋の税制改正の動向を織り交ぜた挨拶があった。

このフォーラムは3部構成で、第1部は、本連盟の坂田政策委員長より、本連盟の「平成29年度 税制改正に関する要望」について説明を行った。

第2部では、「目指せ！税制改正要望実現を！」をテーマにパネルディスカッションを行った。パネリストは、衆議院議員の平将明氏、秋元司氏、辻清人氏、東京税理士会の平井豊昭専務理事、土屋調研部長及び本連盟の坂田政策委員長と、コーディネーターは、本連盟の遠藤国対委員長が務めた。パネルディスカッションでは、消費税の軽減税率や外行標準課税への対応などについて討議され、その後、参加会員との質疑応答を行った。

最後に第3部では、「東京税政連報告」として、まず幹事長から近況報告をした後、各委員長が担当していた活動の説明を行った。当日は、単位税政連から約200名の会員の出席があり、税制議論への関心が窺えた。



東京税政連フォーラムあいさつする幹事長

片山議員と語る政策懇話会開催

10月4日、東京地方税政連・千葉県税政連、関東信越税政連及び本連盟(幹事)の四税政連と、税理士による片山さつき後援会の共催により、参議院議員会館において、「片山さつき参議院議員と語る政策懇話会」(財務省・総務省・中小企業庁の担当者と語る)を開催した。写真。



この懇話会は今年9月、税制改正に関する要望の陳情を行った際に、実際に税制改正を起草している担当官との意見交換ができる場として、片山さつき参議院議員から「関係省庁からのヒアリング」の実施についての提案があったものである。これを受けて、渡邊会長は貴重な機会と捉え、各会長に呼び掛けて関東四税政連共催で実施することになった。

自民党都連のヒアリング出席

10月4日に開催された自由民主党東京都支部連合会の「平成29年度 国家予算・税制改正等要望聴取会」に関係役員が出席し、要望書「平成29年度税制改正に関する要望」に基づき、直

新年号掲載の新春写真を募集

東京税政連では1月1日発行の「東京税政連第206号」1面掲載の新春写真を募集しています。

- ◆テーマ 自由。新年号にふさわしいもの
- ◆サイズ A4ヨコで掲載されます
- ◆条件 税理士が撮影したもので日税連、日税政、東京会等に応募していない作品に限ります。

平成28年12月5日(月)12月の広報委員会で選定します。東京税理士政治連盟事務局 151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 別館3F E-MAIL info@tozeisei.jp TEL 03-3356-4479 その他ご不明な点は東税政事務局までお問い合わせください。



「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2016 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

本連盟は第50回定期大会を9月21日、京王プラザホテルで開催し、写真、平成28年度運動方針、収支予算案を承認・可決



「自分の事は自分でやらない」。幼少の頃に言われたのを思い出す。何より自立することの大切さを周囲の大人に教えてもらい、育ててもらった気がする。東京税理士政治連盟第50回定期大会が開催された。冒頭、菅原一秀議員より「今後の税制と予算について」をテーマとして、「東京税政連研修会」を開催した。(平成28年度運動方針及び組織活動方針 予算14・5面参照、大会の質疑応答55面参照)

当日は、坂田政策委員長から、特にインボイス制度が今後導入された際の中小企業の事務負担や免税事業者が取引から排除される虞れについて、説明を行った。

6議案を承認・可決

本連盟は第50回定期大会を9月21日、京王プラザホテルで開催し、写真、平成28年度運動方針、収支予算案を承認・可決した。

「平成28年度運動方針」は、消費税の軽減税率や外行標準課税への対応などについて討議され、その後、参加会員との質疑応答を行った。

最後に第3部では、「東京税政連報告」として、まず幹事長から近況報告をした後、各委員長が担当していた活動の説明を行った。当日は、単位税政連から約200名の会員の出席があり、税制議論への関心が窺えた。



「自分の事は自分でやらない」。幼少の頃に言われたのを思い出す。何より自立することの大切さを周囲の大人に教えてもらい、育ててもらった気がする。東京税理士政治連盟第50回定期大会が開催された。冒頭、菅原一秀議員より「今後の税制と予算について」をテーマとして、「東京税政連研修会」を開催した。(平成28年度運動方針及び組織活動方針 予算14・5面参照、大会の質疑応答55面参照)

当日は、坂田政策委員長から、特にインボイス制度が今後導入された際の中小企業の事務負担や免税事業者が取引から排除される虞れについて、説明を行った。

6議案を承認・可決

本連盟は第50回定期大会を9月21日、京王プラザホテルで開催し、写真、平成28年度運動方針、収支予算案を承認・可決した。

「平成28年度運動方針」は、消費税の軽減税率や外行標準課税への対応などについて討議され、その後、参加会員との質疑応答を行った。

最後に第3部では、「東京税政連報告」として、まず幹事長から近況報告をした後、各委員長が担当していた活動の説明を行った。当日は、単位税政連から約200名の会員の出席があり、税制議論への関心が窺えた。

第50回定期大会 渡邊会長挨拶(要旨・抜粋)

この定期大会で50回となり、半世紀経っている。過去50年に亘る会報を見直してみると、東京税政連として最初に発定したのが昭和38年で、初代会長は東京会の前田会長であった。

しかし、その後定期大会が開かれたという記載は見当たらない。

その昭和38年の頃は、税理士法の改正の真つた中で、全国から3500人も集まり国会にデモや集会を開き、その時は改正税理士法が廃案となった。

昭和40年代初めには「商法改正」もまた大きな問題となった。このときに全国納税者政治連盟が設立され、税政連の第一歩である東京地区連の結成大会が開催された。その商法改正で

論説

去る9月21日に開催された東京税政定期大会において、衝撃的な財務内容が報告された。

本年決算日6月末の次期繰越金が、なんと前年より5百万円近く減って、1200万円余りになってしまったのである。このままでは、1年か2年で東京税政の財政は破綻してしまう。

原因は、各支部単位税政連の組織率が下がりが続いていることにある。平成17年度の組織率は55パーセントであったものが、10年後の27年度には40パーセントになってしまったのである。しかも、この10年間は、組織率のアップを訴え続けていたにもかかわらずの結果である。

特に、一部の単位税政連については、東税政への納入会費よりも、東税政が日税政に収める分担金の方が多という逆ザヤになっているのである。

いくらか組織率アップのキヤンペンを繰り広げても、どんなにお願いしてもアップにつながらなかつた訳で、もはや構造的な問題と考えざるを得ないと思われる。

税理士会は政治活動に制限があるが、目的を達成するために政治活動が欠かせないことも多

や日税政主導で国会に働きかける形に変わっている。ただ、会報には、いつの時代も会費収入が少ないことが話題となっている。「表裏一体」「車の両輪」というのが、税政連に対する参加意識の低さは、昭和49年の会報の会長挨拶にもある。

平成8年の南九事件の余波で誤った認識が蔓延したせいか、平成10年頃から会費納入率が落ち込んだ。この9年くらい、財政は赤字で、状況が逼迫している。もう一度みんなでたかたかう税政連を取り戻したい。

税政連に興味を持って、法律を改正する、税理士制度や中小企業を良くする、ことを真摯に訴えていきたい。

我々は後輩たちにたかたかう姿を、素晴らしい税政連を引き継いでいく責任が

も、この10年間は、組織率のアップを訴え続けていたにもかかわらずの結果である。

特に、一部の単位税政連については、東税政への納入会費よりも、東税政が日税政に収める分担金の方が多という逆ザヤになっているのである。

いくらか組織率アップのキヤンペンを繰り広げても、どんなにお願いしてもアップにつながらなかつた訳で、もはや構造的な問題と考えざるを得ないと思われる。

税理士会は政治活動に制限があるが、目的を達成するために政治活動が欠かせないことも多

政治連盟の危機

は、いわば表裏一体の関係なのである。

表裏一体ならば、税理士会の会員は当然に税理士政治連盟の会員であるべきであろう。

表裏一体と言いつながら、税理士会は強制加入であり、税理士政治連盟は任意加入であるから、

政治連盟の組織率が40%などという現象が起きているのである。

東京税理士政治連盟の規約第四条に、「本連盟は、単位税政連をもって組織する。単位税政連は、当該区域の東京税理士会の会員のうち、当該単位税政連に入会した税理士会をもつて組織する」とある。

まずはこの第四条について、「本連盟は、単位税政連をもって組織する。単位税政連は、当該区域の東京税理士会の会員のうち、当該単位税政連に入会した税理士会をもつて組織する」とある。

東税政は、組織率減少に歯止めをかけるべく、連盟規約等を改正するためのプロジェクトチーム(P.T)を立ち上げた。真に政治連盟のためになるような案を提言していただきたい。

や日税政主導で国会に働きかける形に変わっている。ただ、会報には、いつの時代も会費収入が少ないことが話題となっている。「表裏一体」「車の両輪」というのが、税政連に対する参加意識の低さは、昭和49年の会報の会長挨拶にもある。

平成8年の南九事件の余波で誤った認識が蔓延したせいか、平成10年頃から会費納入率が落ち込んだ。この9年くらい、財政は赤字で、状況が逼迫している。もう一度みんなでたかたかう税政連を取り戻したい。

税政連に興味を持って、法律を改正する、税理士制度や中小企業を良くする、ことを真摯に訴えていきたい。

我々は後輩たちにたかたかう姿を、素晴らしい税政連を引き継いでいく責任が



ある。そのためには一人ひとりの協力、またエネルギーが必要である。今回の第50回定期大会が、ターニングポイントであると言われるようにしたい。



事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

こんな時に税賠保険

支払対象事例

- 消費税課税事業者選択届出書の提出失念により過大納付
- 譲渡損失の繰越控除の適用失念により過大納付
- 農地の納税猶予の特例適用失念により過大納付
- 法人税額控除の適用失念により過大納付

この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

【引受保険会社】
 (東日本幹事) 損保ジャパン日本興亜株式会社 電話 03-3593-6453
 (西日本幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 電話 03-3515-4153

【取扱代理店】
 株式会社日税連保険サービス
 東京都品川区大崎1-11-8-5階 電話 0120-320-912

SJNK15-12801 (2015年12月14日) 15-T11249 (2016年3月作成)

「インボイス方式」は必要か

帳簿方式が定着している我が国において

I はじめに

平成28年度税制改正において消費税率10%への引き上げと複数税率の導入が決まったが、本年6月の首相表明により2年半延期とする法案が今秋審議される予定である。また、2023年(平成35年)10月から導入が予定されている「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス方式)であるが、こちらは必ずしも複数税率導入とセットではない。つまり、仮に複数税率が導入されなかった場合においても、今後の消費税制において現行の帳簿方式からインボイス方式へ大きく転換することとなる。2019年(平成31年)10月から2023年(平成35年)9月までの4年間は準備期間として「区分記載請求書等保存方式」が導入されるがインボイス方式までの繋ぎの制度設計なので、ここでは触れないでおく。

II なぜインボイス方式なのか

複数税率導入に伴い、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたものがないければ適正な仕入税額の計算は困難となる。インボイス方式が採用される。インボイス方式のもとでは取引当事者間において税額が明確になるため税額転嫁

がし易くなる、納税額や輸出免税を行う場合の還付税額が正確になる、取引のクローズチェックにより取引当事者間での相互けん制作用が働く等の効果がある。また、仕入税額に含まれる税額を把握することができると、輸出取引をすることができるため、輸出調整を比較的正確に行うことができる。このことから国際競争秩序の維持に役立つとされる。課税行側においてもインボイスをクローズチェックすることによって、法人や個人事業者の所得の把握水準を高めることにも役立つという。帳簿方式のもとでは、複数税率に対応できない、不正を防ぐことが完全できない、ということになる。

III インボイス方式が抱える問題点

インボイス方式を採用した場合の問題点として、発行、保管等の事務やコストの負担増があげられる。とくに中小零細事業者にとって、マイナンバー制度の対応等重なる生産性のない事務・コストの負担増は経営環境に大きな影響を与える。「納税義務者」が徴税コストの一部を肩代わりしていること、「納税義務者」は「事業者」であることをもっと真剣に考えなければならぬ。

IV 今後の課題

課税仕入を行った課税事業者が仕入税額控除をする際に仕入税額を証明できるものであるということ、その発行者である課税事業者の税額転嫁と納税の実行性をある程度確保することができれば、必ずしもインボイス方式ではなくてもよいのではないかと。消費税が導入されて30年近く帳簿方式で定着してきた我が国において現行の帳簿方式を維持しつつ、少し工夫を加えた仕組みで対応できないだろうか。3%、5%、8%と税率が引き上げられるたび、特に大きな混乱もなく帳簿方式によって複数税率に対応できているという実績もある。

そこで、改めて提言した現行の帳簿方式を維持しつつ、免税方式から基礎控除方式に改めるべきである。まずは原則すべての事業者を課税事業者とする。期間や特定期間という複雑な制度をなくす。しかし、小規模事業者への配慮は必要である。課税期間間の課税売上高が一定以下の場合は申告・納付を不要とする制度(「申告不要制度」)や消費税額から一定の金額を税額控除したあとの残額が、基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度(「基礎税額控除制度」)を創設する。

「当面の問題」シリーズ 118

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要 (2016年1月現在)

国名	EU指令	イギリス	ドイツ	フランス	【参考】日本 【請求書等保存方式】
仕入税額控除	インボイス保存が要件 課税事業者には仕入税額控除(168条)	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入税額控除に際しては、税額×6.371(08)で計算した消費税額を控除
発行資格・義務者	事業者(220条) ※免税事業者は税額記載不可(289条)	登録事業者(登録番号が付与される) ※非登録事業者(免税事業者)は発行不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等(226条)	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	【請求書等の記載事項】 ①年月日 ②書類の作成者の氏名又は名称 ③書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 ④財産又は役務の内容 ⑤税抜対価 ※税額の記載は任意
免税事業者からの仕入れ	—	インボイスがないため、仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイスを発行した場合、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスに税額記載がないため、仕入税額控除できない 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスがないため、仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	免税事業者が発行した請求書等にも、税額控除を容認

る予測による納税額や、課税の不確実性も排除できない。設備投資等により多額に支払った消費税額を事前に選択していないからといって控除や還付ができないことも解決されることにより、消費税額の適正な課税の実現を図る。

インボイス方式を厳格に適用させれば、事務、コストの負担増、また行政上のコストも増える。確かに厳格に適用させなければ意味がないという側面もあるが、これだけの事務負担とコストをかけたことによる

なのか。まして、標準税率10%と軽減税率8%の世界では明らかに均衡を欠いているといわざるを得ない。我が国の文化、国民性も含めた利益を比較衡量して総合的に考えたとき、やはり帳簿方式に軍配が上がるのではないかと。

(政策副委員長・菅原祥元)

(財務省ホームページより転載)

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット 月額 12,800円(税抜)

(ソフト保守料・電話サポート込み)
※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳帳書の達人、所得税の達人、年間・法定調書の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第3号議案

平成28年度運動方針決定の件

一 運動方針

政府は、本年6月、世界経済の先行きが不透明であることなどを理由に、我が国の景気に与える影響を考慮し、平成29年4月に予定されていた消費税率の引き上げ時期を2年半延期する旨の表明を行った。秋の臨時国会において、消費税率10%の引き上げ時期を再延期する法案とともに軽減税率制度の導入時期についても延期する法案が提出される予定である。

このような状況下における平成29年度税制改正に向けての喫緊の課題として、「消費税率の複数税率制度の見直し」、「インボイス制度導入による影響の懸念」中小法人に対する法人税改革(法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等)が挙げられる。

平成28年度税制改正大綱において明記された消費税率の軽減税率制度に関しては、当連盟は、従来より消費税率引き上げによる所得者への配慮については、単一税率維持と給付制度による措置を要望しており、消費税率引き上げ時による消費税率の複数税率制度の導入及びその周辺の規定について再考すべきである。

平成33年より導入予定のインボイス制度は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取り除かれ排除される虞があるため、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

また、中小法人に対する法人税改革は、厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、中小法人の定義を含め、引

き続き、慎重に課税のあり方を検討しなければならぬ。さらには、マイナンバー法の施行に伴い、申告書について、個人事業者等の割設を始めとした検討を行う。

一方、改正税理士法のうち、平成29年4月施行となる公認会計士に対する税理士資格付与の見直しについての指定研修の内容が国税審議会より公表された。その内容が法改正の趣旨に則ったものとなるよう注視するとともに、社会の要請する国民のための税理士制度の確立のための必要な施策を講じていく必要がある。

なお、東日本大震災・熊本地震に対する復興支援は、最優先課題であることにも、わが国では依然として大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている。現在、国家規模の災害危機管理体制整備の見直しが議論となっており、税制面においても、災害が発生する度に震災特別法等を制定するのではなく、「災害税制」に関する基本法を恒久法として整備すべきである。

本連盟は、このような社会情勢を踏まえて、税理士の社会的・公共的使命を一層自覚しつつ、税理士に対する社会的評価の向上をめざし、東京税理士会及び単位税政連並びに国会議員等後援会との連携を図り、納税者及び中小企業とともに、次に掲げる運動方針を強力に推進する。

- 1. 社会の要請する国民のための税理士制度の確立
2. 憲法の理念に立脚した公平な租税制度の確立
3. 納税者の声が反映された税制の確立
4. 租税立憲法手続の透明性の確立
5. 税務行政における適正手続の確立
6. 中小企業のための企業法制の確立
7. 税理士の公益的業務への参画
8. 社会の変動に対応した税政連の組織及び運動の確立
二 重点運動
上記の運動方針に基づき、国会及び地方議会関係者、日本税理士政治連盟、中小企業団体及び消費者団体等との連携並びにマスコミ対策を強化し、次の重点運動を強力に展開する。
1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、運動を行う。
2. 税の専門家として、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。
3. マイナンバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。
4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。
5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携しつつ強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会等の設立を促す。
6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。
7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。
8. 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。
9. 「災害税制」に関する基本法を恒久法として整備し、税制面でも不測の事態に備えて、納税義務者に安心感を与え、よめた検討を行う。

第5号議案 平成28年度収支予算決定の件

平成28年度収支予算(案)
平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減. Includes sub-sections for (収入の部) and (支出の部).

第4号議案

平成28年度組織活動方針決定の件

迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。
税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う

審判員制度の充実等に資するための公益的業務に積極的参画していくための運動を行う。
本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。
本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。
本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

- 1. 政策委員会
平成28年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を進め、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。また、組織強化のため、連盟規約の見直しを含めた検討を行う。
二 財務委員会
1. 7年連続マイナス収支

Advertisement for Zeirishikyosai (Japan Tax Accountants Association) featuring 'Group Care Insurance' (団体介護保障) and 'Industry First' (業界初) life care insurance for members. Includes contact info: TEL 03-5740-0321, FAX 03-5740-0323, and website http://www.zeirishikyosai.com.

による有機的財政状況を脱するため、単位税政連及び本連盟各委員会と連携し、会員数増強による会費収率の向上を図り、持続可能な財政基盤の確立を目指す。

2. 前年度に引き続き、効果的かつ効率的な予算執行に努める。

3. 政治資金規正法の理解と、政治資金に対する正しい認識の研修と普及に努める。

三 組織委員会
1. 本連盟の更なる組織強化のため、プロジェクトチームを立ち上げ、単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。

2. 税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所屬する税理士への入会勧奨を行う。

3. 東京税理士会、支部及び単位税政連との一体的

活動を図るための諸施策を検討し、その連絡調整を行う。

4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びブロック単位税政連会議を主宰する。

5. 証券交付式において新規登録者に対し、税政連への入会勧奨を行う。

6. 財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。

四 国対委員会
1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の施策実現のための必要な政治活動をを行う。

2. 税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るため

の活動を行う。

3. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。

4. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。

5. 中小企業団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。

6. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

7. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。

五 広報委員会
1. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。

2. 各単位税政連並びに国会議員等後援会の活動状況を紹介する。

3. 改正税理士法のその後の動向を注視し、機関紙及びホームページを通じて会員への情報提供を行う。

4. 納税者、議員、中小企業団体等に対し本連盟の事業活動を積極的にPRする。

5. 全国の各税政連と交流し、情報交換を図る。

6. 報道機関等に対し本連盟の政策並びに諸活動を積極的にPRする。

七 推薦委員会
各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

7. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報のメール配信を行う。

六 後援会対策委員会
1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織の強化と活動の活性化を支援する。

2. 後援会に関する諸規定の制定・見直しを行う。

七 推薦委員会
各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

は、いろいろな問題を含んでいると考える。

28年度の税制改正要望に入ってくるものは要望できるが、PPPのような大きな問題に関しては、できれば松平先生から、東京会にこの問題を投げかけて欲しい。調研部もこれは規制改革で検討していただけたらいいと思う。東京会に働きかけた方が進み道は早いと思う。

【第3、4、5号議案】
【第3、4、5号議案】
【第3、4、5号議案】

①消費税の軽減税率の件で、低所得者対策と言いつつ、なぜ新聞の購読代が軽減税率の対象になるのか。低所得者は新聞を取っていないというのをアピールしたら良いと思う。これは要望。②衆議院議員の補欠選挙がある。その補選では、それまでは小池百合子先生を後援していたが、先生の立候補者を選ばずその後の立候補者を選ばずするのか。③財務関係で、日税政に対する納付金が高いのと去年も私は質問した。そのとき出席していた日税政会長が、下着を脱いで、それが反故になったのか。④取田政策委員長①せひ議員さんにも伝えていきたいと思います。

③遠藤国対委員長
④基本的な当然のことながら後援会が存在すれば、そこにおいて推薦議員を推薦し、推薦審査委員会、あるいは後援会対策委員会等々と連携して対応していく。

⑤鈴木財務委員長
⑥日税政の分担金が税理士会員数全体に対して、東税政の会費は東税政の会員に限っている数字なので、その分担金が4割を占めて

いる。単位税政連は非常に収支のバランスが悪いが、日税政も潤沢な次期繰越金ではないので、本連盟においては、知恵を絞って、単位税政連自体の収入を上げられるように、今後PTを立ち上げて計画をしていきたい。

⑦渡邊会長
⑧今の日税政の会費の件について、基本的に日税政が運動主体になっているので、このことは、それもまた危機である。我々は日税政を支え、東京税政連も組織していく方針である。ただ、前回のやり取りでは、その潤沢ではない資金をいかに有効に効率的に使うか、ということ、しっかりと一つ一つ精査したい。

⑨徳田会長(四合)
⑩東税政に情報公開に関する規定はあるのか。⑪会員から、例えば会計帳簿の閲覧をしたい、常任幹事会に傍聴はできないかという申請があった場合に、どのように対応されるのか。現状及びこれからどのような対応をするのか。⑫東税政のホームページがあるが、そのリンクページに、日税政がないし、他の税政連もリンクして欲しいという要望。

⑬情報公開規約は設けていないのが実情。つまり、原則的にはみんな公開となる。⑭財務内容は、政治資金規正法に基づき公開しているが、全面ガラス張りである。会議の傍聴等については、今後検討させて欲しい。情報公開の規約も検討する。⑮ホームページは要望ということで、リンクを確認する。

祝辞



東京税理士政治連盟の第50回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、平素から本会の会務運営に格段の理解を賜り、厚く御礼申し上げます。貴連盟は昭和49年9月に日本税理士政治連盟東京地区連合会より改組されたことに始まりました。それ以前、昭和38年に前身となる東京税理士政治連盟を結成し、昭和41年に全国納税者政治連盟東京

地区連合会に、昭和43年に日本税理士政治連盟東京地区連合会に改組されております。昨年には日本税理士政治連盟東京地区連合会時代より続く機関紙である「東京税政連」が創刊200号を迎えられ、大変喜ばしく思います。今日、輝かしい歴史を重ね発展されました。歴代の役員の皆様及び関係各位の尽力のたまものと深く敬意を表すとともに、感謝を申し上げます。改めて、感謝を申し上げます。現在、わが税理士業界について触れさせていただきます。3月末に平成28年度税制改正法案が可決、成立され、消費税の軽減税率制度及びインボイス制度の導入が予定されてお

りましたが、秋の臨時国会で延期される見込みであり、両制度の導入時期は当初より変わってまいりました。本会としては、制度が内包する欠陥や想定される問題点を明らかにし、対応策を提言してまいります。次に税理士法改正についてですが、税理士試験の受験者が減少している現状は、税理士制度を存続していく上で看過できない喫緊の問題です。国民に信頼される若い世代が魅力を感じ、税理士制度の構築を目指す。試験制度を含めた次なる改正に向けて検討している。試験制度の構築を目指す。試験制度を含めた次なる改正に向けて検討している。

及び対応策の検討を含め、共に税理士業界の更なる発展を目指さうといたします。ようお願ひいたします。また、今後は会務をより効率よく運営するため、会務のICT化を更に進めてまいります。そして長期的視野に立ち、各事業計画のみに留まらず、美りのある事業を推進できるよう努力してまいります。税理士業界の発展のため多面的な活動に鋭意取り組む所存です。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。結びに当たり、東京税理士政治連盟の益々の発展、健康を祈念し、御挨拶とさせていただきます。

【第一号議案】
①不大会員(日本橋)
公認会計士協会にも働き掛けているのか。税理士会と共同で提案することはできませんか。

【第1号議案】
①不大会員(日本橋)
公認会計士協会にも働き掛けているのか。税理士会と共同で提案することはできませんか。

①PPPの対応について、民主党政時代の元農林水産大臣の山田正彦氏を呼んでPPPの話をお聞きしようという趣意で、なせ行わなかったのか。②もしPPPが発効した場合、法人に対する増税を行っても、これはISDS条項により、外国の投資家から日本政府が訴えられる。こういう重大なことに對して、東京会なり日本税理士連合会はPPPを賛成している。これは税政連なり税理士会が表裏一体というなら、自己矛盾を抱えているのではないか。

②松平会長(世田谷)
③取田政策委員長
④せひ議員さんにも伝えていきたいと思います。

③遠藤国対委員長
④基本的な当然のことながら後援会が存在すれば、そこにおいて推薦議員を推薦し、推薦審査委員会、あるいは後援会対策委員会等々と連携して対応していく。

⑤鈴木財務委員長
⑥日税政の分担金が税理士会員数全体に対して、東税政の会費は東税政の会員に限っている数字なので、その分担金が4割を占めて

いる。単位税政連は非常に収支のバランスが悪いが、日税政も潤沢な次期繰越金ではないので、本連盟においては、知恵を絞って、単位税政連自体の収入を上げられるように、今後PTを立ち上げて計画をしていきたい。

⑦渡邊会長
⑧今の日税政の会費の件について、基本的に日税政が運動主体になっているので、このことは、それもまた危機である。我々は日税政を支え、東京税政連も組織していく方針である。ただ、前回のやり取りでは、その潤沢ではない資金をいかに有効に効率的に使うか、ということ、しっかりと一つ一つ精査したい。

⑨徳田会長(四合)
⑩東税政に情報公開に関する規定はあるのか。⑪会員から、例えば会計帳簿の閲覧をしたい、常任幹事会に傍聴はできないかという申請があった場合に、どのように対応されるのか。現状及びこれからどのような対応をするのか。⑫東税政のホームページがあるが、そのリンクページに、日税政がないし、他の税政連もリンクして欲しいという要望。

⑬情報公開規約は設けていないのが実情。つまり、原則的にはみんな公開となる。⑭財務内容は、政治資金規正法に基づき公開しているが、全面ガラス張りである。会議の傍聴等については、今後検討させて欲しい。情報公開の規約も検討する。⑮ホームページは要望ということで、リンクを確認する。

による有機的財政状況を脱するため、単位税政連及び本連盟各委員会と連携し、会員数増強による会費収率の向上を図り、持続可能な財政基盤の確立を目指す。

2. 前年度に引き続き、効果的かつ効率的な予算執行に努める。

3. 政治資金規正法の理解と、政治資金に対する正しい認識の研修と普及に努める。

三 組織委員会
1. 本連盟の更なる組織強化のため、プロジェクトチームを立ち上げ、単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。

2. 税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所屬する税理士への入会勧奨を行う。

3. 東京税理士会、支部及び単位税政連との一体的

活動を図るための諸施策を検討し、その連絡調整を行う。

4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びブロック単位税政連会議を主宰する。

5. 証券交付式において新規登録者に対し、税政連への入会勧奨を行う。

6. 財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。

四 国対委員会
1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の施策実現のための必要な政治活動をを行う。

2. 税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るため

の活動を行う。

3. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。

4. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。

5. 中小企業団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。

6. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

7. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。

五 広報委員会
1. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。

2. 各単位税政連並びに国会議員等後援会の活動状況を紹介する。

3. 改正税理士法のその後の動向を注視し、機関紙及びホームページを通じて会員への情報提供を行う。

4. 納税者、議員、中小企業団体等に対し本連盟の事業活動を積極的にPRする。

5. 全国の各税政連と交流し、情報交換を図る。

6. 報道機関等に対し本連盟の政策並びに諸活動を積極的にPRする。

七 推薦委員会
各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

7. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報のメール配信を行う。

六 後援会対策委員会
1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織の強化と活動の活性化を支援する。

2. 後援会に関する諸規定の制定・見直しを行う。

七 推薦委員会
各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

は、いろいろな問題を含んでいると考える。

28年度の税制改正要望に入ってくるものは要望できるが、PPPのような大きな問題に関しては、できれば松平先生から、東京会にこの問題を投げかけて欲しい。調研部もこれは規制改革で検討していただけたらいいと思う。東京会に働きかけた方が進み道は早いと思う。

【第3、4、5号議案】
【第3、4、5号議案】
【第3、4、5号議案】

①消費税の軽減税率の件で、低所得者対策と言いつつ、なぜ新聞の購読代が軽減税率の対象になるのか。低所得者は新聞を取っていないというのをアピールしたら良いと思う。これは要望。②衆議院議員の補欠選挙がある。その補選では、それまでは小池百合子先生を後援していたが、先生の立候補者を選ばずその後の立候補者を選ばずするのか。③財務関係で、日税政に対する納付金が高いのと去年も私は質問した。そのとき出席していた日税政会長が、下着を脱いで、それが反故になったのか。④取田政策委員長①せひ議員さんにも伝えていきたいと思います。

③遠藤国対委員長
④基本的な当然のことながら後援会が存在すれば、そこにおいて推薦議員を推薦し、推薦審査委員会、あるいは後援会対策委員会等々と連携して対応していく。

⑤鈴木財務委員長
⑥日税政の分担金が税理士会員数全体に対して、東税政の会費は東税政の会員に限っている数字なので、その分担金が4割を占めて

いる。単位税政連は非常に収支のバランスが悪いが、日税政も潤沢な次期繰越金ではないので、本連盟においては、知恵を絞って、単位税政連自体の収入を上げられるように、今後PTを立ち上げて計画をしていきたい。

⑦渡邊会長
⑧今の日税政の会費の件について、基本的に日税政が運動主体になっているので、このことは、それもまた危機である。我々は日税政を支え、東京税政連も組織していく方針である。ただ、前回のやり取りでは、その潤沢ではない資金をいかに有効に効率的に使うか、ということ、しっかりと一つ一つ精査したい。

⑨徳田会長(四合)
⑩東税政に情報公開に関する規定はあるのか。⑪会員から、例えば会計帳簿の閲覧をしたい、常任幹事会に傍聴はできないかという申請があった場合に、どのように対応されるのか。現状及びこれからどのような対応をするのか。⑫東税政のホームページがあるが、そのリンクページに、日税政がないし、他の税政連もリンクして欲しいという要望。

⑬情報公開規約は設けていないのが実情。つまり、原則的にはみんな公開となる。⑭財務内容は、政治資金規正法に基づき公開しているが、全面ガラス張りである。会議の傍聴等については、今後検討させて欲しい。情報公開の規約も検討する。⑮ホームページは要望ということで、リンクを確認する。

日税グループは税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

<p>税理士事務所サポート</p> <p>何でもお気軽にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 税理士顧問料の集金代行 税理士業務関連の研修会の運営 関与先の事業に係わる集金代行 関与先のコンサルティング支援 <p>TEL 0120-155-551</p>	<p>不動産の売買仲介</p> <p>関与先の不動産案件をご紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続・収益物件 物件調査 財産評価サポート 不動産鑑定評価 <p>TEL 03-3346-2220</p>	<p>生命保険</p> <p>全税共集团料率で保険料が割安</p> <p>生きるためのがん保険</p> <p>ちやんと応える医療保険</p> <p>TEL 0120-922-752</p>	<p>生保・損保</p> <p>全税共団体割引適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心療養サポート (団体所得補償保険) 生涯収入プロテクション (団体長期障害所得補償保険) <p>TEL 0120-312-112</p>
---	--	---	--

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

来賓挨拶 (要旨)

定期大会での来賓挨拶を抜粋、要約して掲載します。
(順不同/文責・広報委員会)

【下村博文 衆議院議員/自民党都連会長】



自民党東京都連も10月の第1週から税理士会の先生方を含めた各団体の皆様方のご要望、税制改正要望等々お聞きし、これから始まる党内における税制改革やあるいは来年度の予算要望のなかでしっかりと反映させてまいります。やはり、東京が「世界都市東京一番」になるためには、先生方の取引先、顧問先である中小企業が発展をし、経済的に元気にならなければ、東京の発展はあり得ないというふうに思います。

【山口那津男 参議院議員/公明党党首】



先に導入が決定した軽減税率、先生方のご主張はわれわれも謙虚に受け止めるところではあるが、この2年半の延期になった時間をどう生かすかということで、やはり納税者の理解を賜りたいと思っています。必要な支援措置をしっかりとやると同時に、その見直しやあるいは過度の負担が及ばないような、そういう展望を示しながら、納税者のご理解を賜りたい。ゆくゆくはインボイスの導入なども視野に入っているの、こうした点でも中期的な目でやはり先生方のご指導を賜らなければなりません。

【松原仁 衆議院議員/民進党都連会長】



インボイスの議論もあります。われわれはこのインボイスに関しても、中小企業にかかる部分に関しては、少し実態を財務省も認識していかねばいけないのではないかと考えています。このことを今日は私は私さきさきと皆様にご説明しておかなければいけないと思っています。もちろん外形標準なんていうのは、中小企業においては極めてこれは受け入れることができないし、まさかそんなことはないだろうというふうに思っています。

経済再生大臣 石原 伸晃
衆議院議員 山田 美樹(自・東京)

平松原 清人(自・東京)
松原 宏高(自・東京)
仁民(東京3比)
将明(自・東京4)

若宮 健嗣(自・東京5)
越智 隆雄(自・東京6)
長妻 昭(自・東京7)
松本 文明(自・東京8)
菅原 一秀(自・東京9)
下村 博文(自・東京11)
太田 昭宏(自・東京12)
鴨下 一郎(自・東京13)

大西 英男(自・東京16)
初鹿 明博(自・東京17)
平沢 勝栄(自・東京18)
土屋 正忠(自・東京19)
菅 直人(自・東京20)
松本 洋平(自・東京21)
木原 誠二(自・東京22)

小倉 将信(自・東京23)
伊藤 達也(自・東京24)
長島 昭久(自・東京25)
松島 未途(自・東京26)
柿元 司(自・東京27)



参議院議員
井上 信治(自・東京25)
前川 恵(自・東京26)
荻狭 勝(自・東京27)
高木美智代(自・東京28)
木内 孝胤(自・東京29)
神田 憲次(自・愛知30)
棚瀬 泰文(自・岐阜31)

党、公明党、生活の党、こじ日本のこ、本人出席は太字。
非現職
海田万里/末松義興/山花郁夫/柳瀬万里
都議会議員
▲自民党
立石晴康(中央区) 菅野弘一(港区) 来代勝彦(港区) 大内幸恵(新宿区) 中屋文孝(文京区) 和泉浩司(台東区) 川松真一朗(墨田区) 桜井浩之(墨田区) 田中豪(品川区) 山内晃(品川区) 鈴木隆道(目黒区) 栗山芳士(目黒区) 鈴木章浩(大田区) 神林茂(大田区) 鈴木晶雅(大田区) 山森寛之(大田区) 三宅茂樹(世田谷区) 大場康吉(世田谷区) 前田和茂(渋谷区) 小宮安里(杉並区) 早坂義弘(杉並区) 高木啓(北区) 崎山知尚(荒川区) 松田康将(板橋区) 河野雄紀(板橋区) 高橋和美(練馬区) 柴崎幹男(練馬区) 高島直樹(足立区) 發地易隆(足立区) 府坂晋生(葛飾区) 島崎義司(武蔵野市) 吉野利明(三鷹市) 野村有信(青梅市) 鈴木錦治(府中市) 神野次郎(昭島市) 吉原修(町田市) 木村基成(小金井市) 高橋博(小平市) 山田忠昭(西東京市) 小嶋明(南多摩) 北久保真道(北多摩第1) 高橋健一(北多摩第2) 栗山欽行(北多摩第3) ▲公明党
吉倉正美(新宿区) 加藤雅之(墨田区) 木内良明(江東区) 伊藤興一(品川区) 齋藤泰宏(目黒区) 遠藤守

栗林のり子(世田谷区) 中嶋義雄(世田谷区) 松葉多美子(杉並区) 大松成(北区) 橋正剛(板橋区) 小林健二(練馬区) 中山信行(足立区) 野上純子(葛飾区) 上野和彦(江戸川区) 東村邦浩(会員) 八王子市 小磯善彦(町田市)
▲民進党
中山真進(台東区) 浅野克彦(練馬区) 大西智(足立区) 酒井大史(立川市) 中村洋(三鷹市) 小山有彦(府中市) 今村路加(町田市) 新井智陽(日野市) ▲かがやけTokyo
両角穂(八王子市) ▲無所属
大津浩子(渋谷区)
飯倉昭二(足立区議)

東京都中小企業団体中央会
木部明情課長、東京商工会議所(小野明理事・事務局長)
日本税理士政治連盟(小島忠男会長、東京都地方税理士政治連盟 龍崎貴治会長、鈴木崇晴幹事長、関東信越税理士政治連盟(渡邊輝男幹事長、千葉真税理士政治連盟(富澤康人会長、江波戸秀記幹事長)
◇ 区議会議員
東京行政書士政治連盟 細井紗千子副会長、東京都社会保険労務士政治連盟(富田弘会長)、東京司法書士政治連盟(大竹由美子会長)

顧問 関本和幸、寺澤隼人、平山玲星、荻野弘康、徳重寛之、山川翼
相談役 若林恒雄、石場健三、小野浩道、石亀邦俊、岩本一志、内田薫、内山良子、白井敏博、澤登寛前会長(日税政、政策委員長) 内藤信子
祝電・メッセージ
次の方から定期大会のおよび懇親会に、祝電、メッセージをいただきました
北海道税理士政治連盟(池戸俊幸会長)、東海税理士政治連盟(鈴木剛会長)、近畿税理士政治連盟(久保直己会長)、九州北部税理士政治連盟(野田武史会長)、南九州税理士政治連盟(中島智喜会長)
(以上、敬称略・順不同)

編集 点 描

先日、中学生の「税に関して、広報委員を仰せつかった。早五年。毎月、各単位で、税政連の先生方がいろいろいたたく機会を得た。すでに一次審査を通過した作文で、更なる少子高齢化による原稿を拝見し、頭が下がりました。初めは、税政連とはどういうもの？支部とどう関係があるのか？とといった感じでした。今、皆様の活躍がうまくなつて、編集・校正作業に取組んでおります。なかなか加入者が増えない状況がありますが、今は関心のなごう子供達のために、時代に合った税制、社会保障のあり方をささぐりに検討する必要があります。(武蔵府中・窪野)

私のスナップ

伊藤 正廣 (向島)

「スクエアダンス」 毎週どこかで開催されて...

仕事、会務、趣味等で 多忙な毎日を送ってら...

コーラと言われる指 一年一回、北海道から九...



後援会の活動

7月1日 萩生田光一後援会・定期総会(マロウド...

7月1日 末松義規後援会・定期総会・時局講演会...

7月5日 石原ひろたか後援会・定期総会(アリ...

7月19日 松本文明後援会・国政報告会(衆議院第...



萩生田光一後援会



石原ひろたか後援会



松本文明後援会



辻 清人後援会



松本洋平後援会



松原 仁後援会



海江田万里後援会

ほのぼの喫茶室



主な活動

- 8月8日 辻清人後援会 定期総会(衆議院第一議員会館)
9月6日 松本洋平後援会 設立総会(国分寺シホール)

- 9月6日 松原仁後援会 定期総会(きゅりあん)
9月14日 海江田万里後援会 定期総会(主婦会館 プラザ)

- 9月6日 松本洋平後援会 定期総会(きゅりあん)
9月14日 海江田万里後援会 定期総会(主婦会館 プラザ)

- 9月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)
9月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)

- 9月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)
9月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)

- 7月6日 第1回政策委員会(一、平成28年度運動方針(案)、組織活動方針(案)及び大会決議(案))
7月7日 財務・組織打合せ

- 7月7日 財務・組織打合せ
7月11日 国対正副打合せ

- 7月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)
7月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)

- 7月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)
7月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)

- 7月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)
7月19日 第1回常任幹事会(一、第50回定期大会)



毎年7月は海外で活躍している友人や顧問先に会いに行くことにしている。

昨年ではスペインに行き、今年はニューヨークに決めた監査法人勤務の友人家族と再会することに。

ニューヨークは本物が驚きで最高気分になる。ヤンキース対レッドソックス戦では上原投手のピッチングに感動し、

来年はどこに行こうか。決めるまであれこれ考えるのもまた楽しいものだ。

訃報

高梨友正氏 本連盟相談役、副会長、財務委員長を歴任。元品川税政連幹事長(品川) 平成28年9月22日享年69歳 謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り致します。

関与先を守る東税協の事業

経営者のための
退職金制度

退職後の生活資金は万全ですか？

小規模企業共済制度

関与先にお勧めください



小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、事業をやめたり、退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

手数料をお支払します!

新規加入及び増額を取りまとめたいただいた組合員及び準会員に取扱手数料をお支払いします。請求書は東京税理士協同組合のホームページからダウンロードできます。

- ①この制度は、常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業は5名以下)の個人事業主、共同経営者、及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額は、1,000円～70,000円の範囲内で、500円単位で自由に選べます。
- ③いざという時に掛金合計の一定の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構) 共済相談室 TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先 東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011

税理士業務に関する専門書店

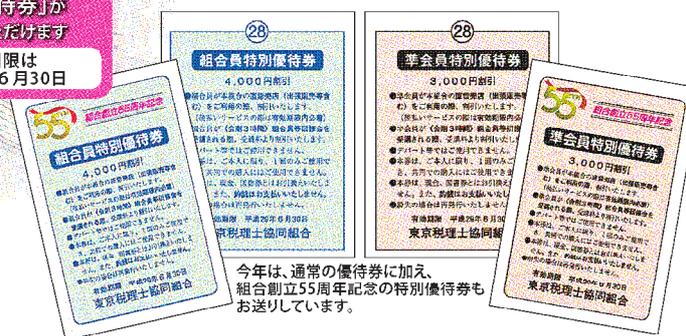
東税協直営売店をご利用ください



直営売店で購入の際には「特別優待券」がご利用いただけます
有効期限は平成29年6月30日

組合員、準会員には3つの特典

1. 一部の商品を除き定価の10%割引
2. 1回のお買上げ金額5千円(10%割引後)以上は送料無料
3. 代金後払いサービス



今年は、通常の優待券に加え、組合創立55周年記念の特別優待券もお送りしています。



ただ今、絶賛発売中! 2017年版 税務手帳

組合員価格 814円(税込)

お申込み・お問い合わせ先 東税協直営売店 ☎03(3354)6141(代)

直営売店をご利用の際は 組合員証・準会員証をご提示ください

直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

55th 東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyoo.or.jp>

組合事務局
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館別館2階
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446